

# 鳥取縣公報

## 監査公告

### ◇監査公告第三十号

地方自治法第二百四十二條に基き昭和二十三年年度歳入歳出決算審査を執行し、その概況並びに意見書を知事に報告したのでこれを公表する。

昭和二十五年三月十五日

鳥取縣監査委員	岸 本 政、嘉
同	保 本 徳 太 郎
同	柳 谷 保 一
同	倉 繁 良 逸

決算審査に當つて

昭和二十三年年度予算は当初予算額七億六百四十四万二千六百二十八円、追加更正予算額十六億四千三百七十六万二千二百三十六円、合計二十三億四千九百九十四万四千八百

昭和二十五年 三月 十五日  
号 外 水 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

六十四円となり本縣未曾有の老大予算であるが之が執行に際しては財政面に於いて財源の問題、或いは運用金の問題、予算經理の問題等又行政的方面では縣民への公平執行の面又は中央政府との関連性或いは効率的執行と謂つた面で種々苦心執行されたものと認められるが尙相当額の余剰金を生んで結末をつけられたことはその勞を多とすると共に眞に同慶に堪えない次第である。

随つて本審査もそう謂つた苦心が結実されているかどうか正当に執行されているかどうかと謂つた点に目標を置き

- 一、予算は經濟諸原則に則り且亦縣民の福利増進の爲め公平に且効率的に執行されたか、
- 一、予算は縣議會議決の精神に副つて執行されたか、
- 一、各般事業執行に際して個々の收支の均衡は保たれているか、

01076

- 一、予算執行は法令通牒又は予算目標に適合しているか、
- 一、特定財源による予算執行についてはその限度を超えているものはないか、
- 一、翌年度事業繰越は眞に已むを得ないものであるか、
- 一、徒らに支出不要額を出して事業執行を怠つていないものはないか、
- 一、予算超過又は予算外の支出はないか、
- 一、收入手続を怠り又は甚しく遅延しているものはないか、

決算の概況

一、昭和二十三年度一般会計決算額

歳入	十五億七千八百九十六万七千六百四十一円九十五銭
歳出	十四億六千二百二十九万二千五百十九円四十銭
差引剰余金	一億一千六百六十七万五千一百二十二円五十五銭
内 一般事業繰越財源	六百五十六万八千七百七十九円
差引純剰余金	一億一千十万六千三百四十三円五十五銭

右巨額剰余金を生じた主な原因となるものは概ね次の通りである。

- 一、経理上に不正、不法、不当等会計法規上に違背の点はないか、
  - 一、当決算審査を通じて今後縣財政の強化円滑化を図るにはどんな措置を採らるべきか、
- 以上の事柄を重点として本年一月十八日以来二月末日迄の間に於いて二十数日間に亘り決算報告書、事業事務別決算調書、諸帳簿、証憑書等により逐一点検すると共に夫々關係当事者より説明を永め慎重審査した次第である。その結果による決算概況並びに意見の概要は次の通りである。

01077

(A) 歳入關係で予算額に比し収入額が著しく増加したもの、

(一千万円未満省略)

(内運用金利子一百三十万円)

縣 税	二千八百三十三万円
財 産 收 入	一百七十九万円
警 察 費 下 渡 金	五百五十七万円
地方財政援助交付金	一千一百五十万円
恩給納付金收入	四百八十万円
過年度收入金	一百九十一万円
延滞金收入	二百二十八万円
林産物検査手数料	一百四十一万円
計	五千七百五十九万円

(B) 歳出關係では一部経費の節減のもの或いは収入の状況に照し支出を抑制したもの、但しこの中大口を占める職員給与改善費は一般及教職員の給与ベース改訂に伴う級号俸引下再計算によりその所要適額が擱め得なかつたこととに基因し支出不要になつてゐるものもある。

退官退職給与金	一百十万円
職員共済組合交付金	一百九万円
失業応急事業費(賃金)	一百二十四万円
公 債 費	二百七十八万円

01078

公金取扱費	二百六十四万円
過年度支出金(給与)	三百二十九万円
職員給与改善費	二千八百九十二万円
物價騰貴対処費	二百二十五万円
寶くじ発行費	一百九十万円
計	四千五百二十一万円

(C) 歳出金中二十四年度への繰越財源(除寶くじ発行費)留置額 四百八十万円

その他歳入金中自然増収分並歳出金中自然残余を生じたものを合した額約 九百万円  
前記の如く予想外の莫大なる剰餘金を生んだ事は縣財政当局の努力の然らしむる処と認め誠に結構と謂うべきであるが、しかしこれ等は年度中間に於いて相当額の更正予算措置をして縣民福利増進の爲めの有意義なる事業に充てるとか或いは縣民の負担軽減に充てるか

の何れかに資すべきではなかつたであろうか。何れにしても繰越により二十四年度に於いて有意義に使用されつゝあるものと確信するものである。尙前記歳入歳出決算額を前年度たる昭和二十二年度に比較すると

歳入	九億七千五百六十七万五千四百四十八錢
歳出	八億八千九百三十二万七千九百二十七円四十六錢

を夫々増加し歳入歳出共に二十二年度決算額の約二倍六分の膨張振りを示しているがこれはインフレーション最  
高潮期の二十三年度に於ける縣經濟未曾有の決算額と謂うべきである。

二、昭和二十三年度特別会計決算額 (社会事業特殊資金外十四会計)

01079

歳入	一千八百五万四千三百八十五円六十六錢
歳出	一千六百六十三万六千九百九十四円三十二錢
差引剰餘金	一百四十一万七千三百八十六円三十四錢
一般会計歳入	
当初予算額	七億六千四百二十六万二千二百二十八円
追加更正予算額	十六億四千三百七十六万二千二百三十六円
予算額現計	二十三億四千九百九十四万四千八百六十四円
決算額	十五億七千八百九十六万七千六百四十一円九十五錢
差引減收額	七億七千九百三十三万七千二百二十二円五錢

一、歳入決算額の内容を大別すると

(千円未満省略) 支出決算額に対する百分比

配付税、国庫下渡金、補助金	九億八千六十四万四千円	六二%
縣起債収入	二億一千六十六万九千円	一三%
縣自体の税収入	二億二千九百八十八万四千円	一五%
税外諸収入一切	一億五千八百四十七万円	一〇%

以上の状況から見て決算額の七五%が国庫よりの交付金と縣債による財源であつて二十二年度の八六%に比すると  
稍々低率とはなつてはいるがしかし依然として国庫への依存性を示している。

二、歳入決算額が豫算額に比し減收となつたものを款項目別に列記し検討した処その結果は次の通りである

(A) 款 別 減收額(千円未満省略)

別	減收額(千円未満省略)	減收総額に対する百分率	当該科目予算額に対する減收比率
(第三款) 分担金及負担金	△四百九十四万九千円	〇、六二%	五八、四九%
(第四款) 使用料及手数料	△四十四万七千円	〇、〇六%	九、五六%
(第五款) 国庫支出金	△四億九千九百八十八万二千元	六二、四〇%	四二、六〇%
(第六款) 寄付金	△四百六十四万三千元	〇、六〇%	二〇、〇六%
(第八款) 繰越金	△四万五千円	〇、〇一%	〇、〇二%
(第九款) 雑収入	△一千三百六十一万七千円	一、七〇%	二〇、一二%
(第十款) 県債	△二億七千七百四十八万一千円	三四、六一%	五六、八四%

この減収を生じた主なる事由は政府の方針変更或いは緊縮政策に伴う政策の変更とか、又は事業の中止、繰延、縮少等により国庫補助金の打切り或いは減額されたものが大部分であるが又それに附随する起債の不許可或いは地元寄附金の不必要になつた爲めの減収と謂えよう。尙年度計画により数年間に亘る事業の空財源を予め一括予算計上している国庫補助金(土木費補助金、農業土木費補助金)及縣債のあることもその事由の一つである。しかしその他の減収額で収入措置に努力の足らなかつたものも見受けられたので今後各関係部課に於いては合々責任を分担して積局的に収入の確実を期する様努力を希望致したい。

(B) 項 目 別

(一) 国庫補助金にして甚しく減収となつたもの

(千円未満省略)

○義務教育費下渡金(第五款第一項第二目)

△二千七百五万六千円

△本下渡金は小学校教職員に対する給与額の精算実績補助によるもので給与ベース改訂再計算による見積予算が過大に失した爲めの減少額であつて従つて歳出の小学校費及職員給与改善費過年度支出金で調整することとなる。

○厚生費補助金(第五款、第二項、第三目)

△二千四百七十二万四千円

△援護事業費補助減一千二百三十三万円、生活保護費補助減七十八万八千円は何れも精算実績補助で予算見積過大に因る。

△公共福祉費補助減十万九千円は国の方針による事業縮小によるものである。

△社会事業振興費補助減十万六千円は職員費補助なきものを誤つて予算計上したためであるが支出は執行しているので歳入欠陥となつてゐる。

△援護事業費補助減一百三十六万五千円は国の財政の都合と引場者が見込より減少した爲めである。右の中社会事業振興費補助を除き他は何れも支出で調整している。尙この他にも少額のものもある。

○保健衛生費補助金(第五款、第二項、第六目)

△一百八十六万五千円

△主なるものは傳染病予防費補助減八十三万四千余円は精算に依る実績補助で二十四年度(七月)に於いて内六十一万八千余円は受入済、差額は予算見積過大による。

△性病予防費補助減十万八千余円は事業が見込通り行かなかつた爲めである。

△鼠族昆虫駆除費補助減十二万三千余円は国の財政事情による。

△結核予防費補助減三十七万三千余円は国の査定の結果によるものである。

△健民費補助減四万八千円は国の査定減収である。

△衛生統計費補助減二十二万四千円は国の財政事情による。  
 △保健所運営事業費補助減十万八千円は精算実績による減である。  
 △衛生諸費補助減四万五千円は担当職員給が全額国庫補助予定の処半額に減せられたる爲めである。

○林業費補助金(第五款、第二項、第十一目)

△一百六十五万二千円

△橋柱建設費補助(全額国庫負担)減一百四十八万円は国の事業計画が繰延となりたる爲め事業不執行となりたる爲り従つて歳出もしていなす。

△公有林野造林管理指導費補助減五万一千円は縣自体で負担すべきものとして補助の交付が無い爲め事業不執行にしてゐる。

△民有林計画施設業奨励費補助減三万円は一部事業の打切による爲め歳出で調整してゐる。

△国立公園地方委員会費補助減二万五千円は従前国の委員会がありたるも廃止され地方委員会に対しては縣自体にて負担すべきものとして交付なく事業不執行等 其の他に少額減收のものがある。

○土木費補助金(第五款、第二項、第十五目)

△四億二千八百四十六万三千円

年次計画による事業繰越の爲めの国庫補助受入未済減である。内訳次の通り

△二十二年災害土木復旧事業費補助 六千二百三十四万二千円

△二十三年同 三億六千六百八十六万円

△その他に二十一年災害土木復旧事業費補助減十五万二千円(国の査定による補助減)及建築統制費補助減十万九千円(国の財政上年度中途にて補助打切りとなりたる爲め)があり他面二十年災害土木復旧事業費補助増一百万五千円(二十三年度事業を二十二年度に一時縣費を以つて繰上施行した工事費補助の補填)

があり増減相殺の結果概ね標記減収額となる。

○農業土木費補助金(第五款、第二項、第十七目)

△一千一百二十七万五千円

△米川堰堤用水改良事業費補助減四百二十六万五千円は国の財政上事業繰延となりたる爲めである。内二十年度への事業繰越額三百六十万二千五百円がある。

△大口堰堤用水改良事業費補助減四百八十一万円も同前事由による。全額二十四年度へ事業繰越されている。

△二十三年度土地改良事業補助減一百八十四万円は国の財政上の爲めである。

△早害耕地応急施設事業費補助減二十五万二千円及農業土木調査費補助減九万七千円は何れも予算見積過大による。尙その他に少額のものがある。

△農業水利改良事業(国庫補助、地元寄附、縣債)及農道整備事業(縣費)は概ね円滑に執行されているが二十四年度は国庫補助は交付打切りとなり縣費予算も又僅少額の状況であるが、縣下各村各部落或いは組合においては二十三年度同様の助成を見込み既に自己資金を以て施工しているものが相当件数ある様である。従つて本事業補助の打切り或いは減少に依つてこれら当事者は非常なる打撃を受けるものと思考されるので善処さるべきものと認む。  
 状況は次の通りである。

事業名	二十四年度施工出来高総量		同、上 要補助額	二十四年度 予算計上額	差引不足額
	件数	数量			
農業水利改良事業	一三二	町 一、一九二	七、〇〇七、二〇〇	三、七〇〇、〇〇〇	三、三〇七、二〇〇
		九、七六八、〇〇〇			

農道整備事業	一一三二六、四三八	間 一八、七五六、〇〇〇	五、八六六、〇〇〇	二、三七五、〇〇〇	三、四九一、〇〇〇
計	二四五	一三八、五二四、〇〇〇	二一、八七三、二〇〇	六、〇七五、〇〇〇	六、七九八、二〇〇

○開拓事業費補助金(第五款、第二項、第十九目) △九百四十三万三千円

△土地取得代行事務費補助六十七万六千円は人件費補助で精算による実績補助で予算見積過大による。

△緊急開拓幹線道路補助二百九十九万五千円は大山開拓道路が国営に移管された為めである。

△開拓道路事業費減三百六万四千円は同前事由による。

△建築事業費補助減一百七十二万円は同前事由による。

△未墾地買収移管各筆調査費補助減二十二万二千円は予算見積過大による。

△開墾事業費補助減二十七万六千円は国の査定の結果による。

△大山綜合開発事業費補助減四十萬円は国直接支払(調査旅費)となりたる為め交付なし。

等その他少額の減収のものが一、二口ある。

○中海干拓事業費補助金(第五款、第二項、第二十目) △一千一百八萬円

△国の財政上二十四年度以降に事業繰延となりたる為めである。この中二百万円を二十四年度へ繰越施工予定である。

○職員給与改善費補助金(第五款、第二項、第二十四目) △五百五万五千円

△国庫補助職員に対する給与べース改訂に伴う予算見積が過大であつた為めである。

□ 収入措置に当を得なかつたもの、或いは特殊事情により減収となつたもの、

(千円未満省略)

○道路損傷負担金(第三款、第二項、第一目) △四十一万二千円

徴収措置に於いて調定の期間的ズレもあり、又徴収上に種々困難を伴つてゐる様であるが収入実績に影響を与えない様徴収方法について考究の要を望む。

○米川堰堤改良事業費地元負担金(第三款、第二項、第一目) △二百十三万二千円

国の財政上の都合により昭和二十四年度以降へ事業繰延となりたる為め地元負担も本年度は不取敢その要がなくなつた為めである。

○大口堰堤用水改良事業費地元負担金(第三款、第二項、第四目) △二百四十万五千円

同前事情により二十四年度へ繰延べ納入のこととなる。

○船舶使用料(第四款、第一項、第十五目) △三十五万一千円

船舶維持事務執行に際し本金額を一般歳入充当額とすべきものを更正予算の措置をしなかつた為めである。

○土木費寄附(第六款、第一項、第一目) △二十八万九千円

△府縣道改良事業費寄附金は氣高郡大郷村分十一万円の未納がある。その他事業變更に伴い予算通りの寄附収納に到らなかつたためである。尙延滞分は急速収納すべきである。

△土木事業振興費寄附減十三万四千円は年度中途にて土木建築設計手数料科目に切替えられたので減収となつてゐるも同手数料増収でカバーしてゐる。

○農業費寄附(第六款、第一項、第五目) △四十四万一千円

△農業振興費寄附十七万八千余円を見ていたるも鑛毒問題に關し大寶鑛山、岩美鑛山と附近地元住民と直接話合によることゝし縣は手を引くことになつたので寄附の要がなくなりその爲めの減收である。

△農事試験場費寄附二十万圓は果実協同組合が事業税との関連性により寄附を拒否した爲めの減收である。

△農機具鑑定事業寄附四万圓は農機具商業組合の運営困難に基く減收である。

△農産加工指導所寄附減二万二千圓は寄附者の寄附額を夫々引下げた結果減收となつてゐる。

○農業土木費寄附(第六款、第一項、第九目) △三百万圓

中海干拓事業寄附にして事業繰延による工程上受入れの要なきに到りたる減收である。

○生産物売払代(第九款、第三項、第二目) △八百四十一万九千圓

△工業試験研究事業生産物収入減一百七十五万六千圓は染織鑛業試験施設が年度内に完成せず生産も半製品に陥つたものが多かつた爲めである。

△縣下十ヶ所の開拓地に於ける育苗事業で生産物収入四百三十五万一千圓減は芋苗價格暴落に伴い事業中止の爲めの減收である。

△繭檢定所事業の生糸売払代金二百四十七万三千圓の減收は当時繭價暴落に伴い取引先に於いて当所出荷中の生糸を滞貨し一部代金が未払となつた爲めである。但し二十四年度に入り二百三十四万三千余円を受入れてゐる。

△縣管製炭事業製炭売上収入四十三万圓の減收は製炭請負者が契約不履行の爲めである。

△繭檢定所に於ける副蚕糸高度利用事業の生産物収入減十萬圓は蛹油、醬油、石鹼等を生産予定の処市場に商品が出廻り採算的不利となつた爲め事業執行取止めによる減收である。

△種畜場生産物収入減二十五万四千圓及有畜農業事業生産物収入減二十五萬三千圓は予算の見積過大によるものである。

△畜産加工試験事業で生産物収入減一百四萬七千圓は内五十二萬七千圓は加工場の開設期ズレに伴ない予定通り収入が揚らなかつた爲めであり、残りの五十二萬圓は家畜類売払代として予算編成すべきを誤つて生産物売払代として予算計上した爲め該金額は正當科目の家畜類売払代へ収入済なるも生産物売払代科目としては減收となつてゐる。

△以上が主なる減收内訳で合計額一千六十六萬四千圓であるが、その他增收分約二百四十二萬圓外小口減收分等彼は相殺し概ね標記金額となる。

○市町村藥品費立替金(第九款、第七項、第二目) △六百萬圓

傳染病予防事業の中予防接種が一時中止となり藥品購入金立替の必要がなくなつた爲めである。

○資材斡旋立替金(第九款、第七項、第三目) △一百七十萬圓

△入植資材斡旋立替金減五十萬圓の中三十三萬二千圓は斡旋立替したるも開拓者より年度内に納入しなかつた爲めであり差額十六萬八千圓は予算見積過大による減收である。

△耕地事業資材斡旋立替金減五十萬圓の中セメント、自轉車、石鹼等三十三萬圓の立替支出したるも手続きに於いて支出關係で一方的經理をした爲めで残十七萬圓は予算見積過大により生じた減收である。

△援護事業で資材斡旋立替金減七十萬圓は外地引揚者に支給する越冬用寝具購入立替金なるも市町村に於いて前金納入せしめ立替を要しなかつた爲めである。

○縣債(第十款、第一項、第二目) △二億七千七百四十八萬一千圓

△年次計画に伴い事業繰越の爲めの減收額

二十二年災害土木復旧事業費充当

△三千一百七十七萬円

二十三年同

△二億二千五萬円

米川堰堤改良事業費充当

△一百八十萬円

大口堰堤用水改良事業費充当

△二百四十萬五千円

計

二億五千六百二萬五千円

△大藏省預金部で借入の際打切られたもの

道路橋梁費充当

△五十萬円

府縣道改良事業費充当

△四萬七千円

砂防事業費充当

△三千円

二十二年災害土木復旧事業費充当

△二萬八千円

開墾事業費充当

△八萬円

南谷村三ヶ村用水改良事業費充当

△七萬八千円

計

△七十三萬六千円

△国へ申請の中一部許可にならなかつたもの

(千円未満省略)

入植施設事業費充当

△四十三萬二千円

開拓道路事業費充当

△四十六萬六千円

公有林野造林事業費充当

△十八萬円

民有同

△十八萬八千円

船溜船揚場設備費充当

△十四萬五千円

水産試験場復旧事業費充当

△二百五十六萬一千円

国直轄河川改修費負担金充当

△一千七十八萬三千円

道路補修事業費充当

△六十萬円

計

△一千五百三十五萬五千円

△予算化したるも長期債に借替しなかつたもの、

過年度債借替債充当

△五百萬円

△予算化したるもその必要がなくなつたもの、

米川堰堤改良事業費充当

△三十三萬三千円

△その他借入不要のもの及端数切捨によるもの、

△三萬二千円

(三) 予算見積過大により減収となりたるもの、

(千円未満省略)

○授業料(第四款、第一項、第一目)

△一百八十四萬円

生徒の中途退学或いは父兄の他縣へ轉出に伴う轉校もあるが概ね予算見積過大による。当時の授業料一人一ヶ月百五十円として延一萬二千二百七十八分、年額にして一千二百二十八分相当の見積過大となる。

○保健所使用料(第四款、第一項、第四目)

△一百五萬円



利用者が見込より少なかった為め、所謂予算の見積過大による減収である。

○屠畜検査手数料(第四款、第二項、第六目) △四十一萬七千円

予定より屠畜頭数が少かつた為め、予算見積過大に依る減収である。

○水産業費寄附(第六款、第一項、第七目) △八十四萬八千円

水産試験場復旧費寄附八十六萬四千円減は寄附の予定見積が過大であつた為めである。尚その他の水産物登錄寄附(実質は手数料)の見積過大による二萬九千円減と水産試験場寄附(河川漁業組合の寄附)四萬五千円の増収等と彼是相殺し前記金額が減収となる。

○建築資材立替金(第九款、第七項、第一目) △二百九十七萬七千円

予定通りの資材割当がなかつた為め、予算見積過大による。

○雑入(第九款、第八項、第一目) △三百九十七萬七千円

前年の実績により予算化したるも決算上過大となる。

○上屋使用料(第四款、第一項、第十一目) △十萬一千円

○農産物検査手数料(第四款、第二項、第七目) △四萬円

○繭糸検定手数料(第四款、第二項、第十二目) △九萬一千円

○水産製品検査手数料(第四款、第二項、第十六目) △四萬七千円

○寄生虫検査手数料(第四款、第二項、第二十目) △十四萬八千円

○前年度繰越金(第八款、第一項、第一目) △四萬五千円

○漁獲物売払代(第九款、第三項、第四目)

△四萬三千円

以上七項目の減収は比較的少額ながら、予算見積過大によるものであつて、自然的減収と謂うべきである。

概ね以上が収入豫算に比して減収となつたもの、概要であるが、その間逐一事情を糺すとともにこれ等が財源となつてゐる歳出面との關係を審査検討した結果、大部分のものは当然事業を不執行し、或いは節減等して抑制調整してゐる。尤も中には純縣費に食込み所謂歳入欠陥になつてゐるものも相当件数あつた様であるが、極少額であつたり又事情已むを得ずと認められたものもあつた。しかし乍ら豫算経理の建前から謂つて收支の均衡を破ることとは嚴に慎まなければならぬことであるから、今後は關係部課に於いて充分連絡の上、経理の萬全を期されたい。次に豫算に比して増収になつたものを検討した結果は次の通りであるが、本年度は剰余金を一億一千萬円以上も見つた年度であつて、収入面に於いてかなり増収を得てゐるものが相当件数ある。

三、歳入決算額が豫算額に比し増収となつたものを款項目別に列記し検討した結果は概ね次の通りである。

(A) 款 別 増 収 額 増収総額に対する百分率 当該科目豫算額に対する増収比率

縣 稅 二千八百三十三萬七千円 九四% 五、六%

公企業及財産收入 一百七十九萬二千円 六% 五四、六%

計 三千十二萬九千円

(B) 項 目 別

一、自然増収によるもの (千円未満省略)

○縣 民 稅 (第一款、第一項、第一目) 一百八十八萬一千円

- 電氣ガス税 (第一款、第一項、第十六目) 一十四萬一千円
  - 特別所得税 (第一款、第一項、第十九目) 二十七萬八千円
  - 入場税 (第一款、第一項、第二十一目) 二百三十九萬三千円
  - 酒消費税 (第一款、第一項、第二十二目) 四十八萬四千円
  - ミンシ ン 税 (第一款、第一項、第二十三目) 六十八萬二千円
  - 入學考査料 (第四款、第二項、第二目) 九萬二千円
  - 入學選拔手数料 (第四款、第二項、第二十八目) 六萬九千円
  - 保健衛生費寄附 (第六款、第一項、第四目) 三萬円
  - 辨償金 (第九款、第二項、第一目) 六萬五千円
  - 不用品売払代 (第九款、第三項、第一目) 二十五萬円
- (二) 件数の増加により増収のもの、
- 家屋税 (第一款、第一項、第三目) 十萬四千円
  - 電話加入権税 (第一款、第二項、第九目) 三十四萬五千円
  - 狩獵者税 (第一款、第一項、第十三目) 三十五萬八千円
  - 木材取引税 (第一款、第一項、第十七目) 六十四萬二千円
  - 診療所使用料 (第四款、第一項、第五目) 三萬九千円
  - 種畜種付料 (第四款、第一項、第八目) 五萬一千円
  - 堤塘物揚場使用料 (第四款、第一項、第九目) 二十四萬三千円

- 道路占用料 (第四款、第一項、第十二目) 八萬八千円
  - 衛生試験手数料 (第四款、第二項、第五目) 九万三千円
  - 土木建築設計手数料 (第四款、第二項、第十八目) 五十五万円
  - 督促手数料 (第四款、第二項、第十九目) 三十六万円
  - 人工受精手数料 (第四款、第二項、第二十一目) 四万三千円
  - 計画住宅設計手数料 (第四款、第二項、第二十五目) 三万三千円
- 三 料金値上げにより増収のもの、
- 細菌検査所使用料 (第四款、第一項、第七目) 八万八千円
  - 林産物検査手数料 (第四款、第二項、第十七目) 一百四十一万九千円
  - 延滞金 (第九款、第六項、第一目) 二百二十八万六千円
- 四 豫測困難の爲め豫算見積過少により増収となつたもの、
- 過年度收入 (第九款、第五項、第一目) 一百九十一万四千円
  - 過年度返納金 (第九款、第五項、第二目) 三万五千円
- 五 特殊の事情により増収となつたもの、
- 自動車税 (第一款、第一項、第七目) 一百八十三万九千円
- 自動車取得價値に伴う取得税の増収と自動車台数が増加したるによる。
- 不動産取得税 (第一款、第一項、第十一目) 四百八十五万四千円

過年度取得分を徹底的檢税し鋭意徴税したのが主なる増收の原因である。

○遊興飲食税 (第一款、第十四目) 九十万九千円

○事業業税 (第一款、第二項、第十八目) 一千一百九十四万七千円

インフレーション昂進による所得の増加と脱税防止に重点を置いた爲め増收となる。

○不動産收入 (第二款、第一項、第一目) 一百三十八万五千円

運用金利子が百三十万余円増收となつてゐるのは利率の引上げによるものと定期預金及通知預金等に預け替をして利殖を図つた爲めである。尙他に少額の造林收入の自然増收がある。

○財産売払代 (第二款、第一項、第三目) 四十万三千円

鳥取檢察庁舎敷地売却に伴い豫算見積を過少にして居た爲めである。

○繰糸試験手数料 (第四款、第二項、第十三目) 四十八万四千円

手数料の引上げによる増收もあるが又空閒利用繰糸が購買付不能の爲め賃挽轉向による増收である。

○警察費下渡金 (第五款、第一項、第一目) 五百五十七万三千円

本下渡金の交付を受けるのは本年度限りにて本年度分を精算交付を受けたので増收を生じたが豫算見積の過少もある。

○恩給納付金 (第九款、第一項、第一目) 四百八十万三千円

豫算見積過少にもよるが年度内に職員給与ベースの改訂により俸給に附随し納金の増收があつた爲めである。

○家畜類売払代 (第九款、第三項、第三目) 三十八万六千円

牛の売払代五十二万円を本科目に豫算編成すべきものを誤つて生産物売払代に編成した爲め本科目決算面では増收となつてゐるが実際には逆に十三万四千円が減收となる。(前記「二」の生産物売払代の項を参照)

四、收入調定後出納閉鎖期迄に收入にならなかつたものを款項目別に検討すれば概ね次の通りである。

(A) 款 別	收入未済額 (千円未済省略)	收入未済額に対する百分率
(第一款) 縣 税	六百五十八萬三千円	七〇、六〇%
(第三款) 分担金及負担金	五千円	〇、〇五%
(第四款) 使用料及手数料	十二萬六千円	一、三五%
(第九款) 雜 收 入	二百六十萬七千円	二八、〇〇%
計	九百三十二萬一千円	

右未收額の中縣税が過半額を示しているが鋭意徴税の結果から最少限度の未收に止めたものと認められる。尙縣税未收額中の主なるものは縣民税の一百九十五萬円、事業税の二百八十萬円であるが總体的に見て複雑化する經濟社会情勢下に於いてこの程度の未收は又已むを得ないものと認めた。

次に雜收入中二百三十七萬四千余円未收の中二百三十七萬円は藪檢定所に於ける生糸売却の未收納であるが生糸價格暴落に伴い取引先が滞貨し未払となつた爲めの未済額であり二十四年度に於いて二百三十四萬三千余円を收入して居る。

五、事務事業別に見て決算上歳入欠陥を生じてゐるもの、

○乳肉衛生取締事業

(以下千円未済省略)

本事業は衛生関係各種手数料を財源として事業執行したるも屠畜検査手数料四十一萬七千円の収入減少がありたるも他の手数料増収と支出面で抑制調整し差引二十四萬四千円の歳入欠陥を生じている。

#### ○農村工業奨励事業

本事業は純縣費に国庫補助を見込み事業執行の処豫定の補助金二十五萬六千余円未交付となつたが歳出面で十六萬九千余円抑制調整したるも差額八萬七千余円の歳入欠陥を生じている。理由は補助申請に誤差があるらしく全く見積過大によるものである。

#### ○青果物試験事業

本事業は農事試験場所轄事業であるが生産物収入と寄附金による財源を以つて事業執行しているが、その中生産物収入は豫算より二萬一千余円の増収を得ているも寄附金が二十萬円減収となつている。尙歳出で十萬八千余円抑制しているので彼は差引約七萬余円の歳入欠陥を生じている。理由は鳥取縣果実組合が事業税賦課等に關連して寄附をしなかつた爲めである。

#### ○爾檢定所事業

本事業は生産物収入、国庫補助金、寄附金及關係各種手数料外に相当額の純縣費を合せ以つて事業執行しているが生産物収入で二百四十七萬三千余円、爾系檢定手数料で九萬一千余円が夫々減収となり、他面繰糸試験手数料増収四十八萬四千余円、国庫補助一萬一千余円増収と歳出執行減九萬四角余あるからこれ等を差引一百九十七萬餘円の歳入欠陥となつている。主な理由は生糸價格暴落により取引先が滞貨していて代金が年度内に収入の運びにならなかつた爲めであるが二十四年度に於いて二百三十四萬三千円を收納している。

#### ○家畜防疫事業

本事業は国庫補助、寄附金、關係手数料を財源としそれに純縣費を若干繼足して執行されているも国庫補助五十四萬九千餘円の未交付と寄附金二萬四千円減収で合計七十八萬九千餘円の減収となつている。しかし歳出面で六萬一千円の抑制調整しているので差引四十八萬八千餘円歳入欠陥となつている。理由としては国庫補助三十八萬円は本省に於ける書類処理上の手落による減収であり十六萬九千餘円は国の査定に基く減収である。但し前記三十八萬円は昭和二十四年度に於いて收納済である。

#### ○畜産加工試験事業

本事業は生産収入と種畜場に於ける家畜売払収入財源と尙純縣費三十一萬餘円を繼足し百五十五萬五千餘円で事業執行したるも生産物収入五十二萬七千餘円が減収となつているが歳出面で八萬七千餘円を抑制調整しているから差引四十三萬九千餘円の歳入欠陥となつている。理由は加工場開設期のズレにより生産減収を生じた爲めである。

#### ○縣管製炭事業

本事業は生産収入予算四十三萬餘円を以つて執行予定の処製炭地元負請人の契約不履行の爲め執行不能となつたが既に支出したる諸経費四萬二千餘円が歳入欠陥となつている。但し契約不履行による損害賠償として二十四年度に於いて一萬三千円の違約金を収入予定である。

#### ○副産系類高度利用施設事業

生産物収入十萬円に純縣費二十五萬円を足して事業執行計画したるも生産品である蛹油、醬油、石鹼等が市場に出廻り売行不振と採算的不利を見越し機械類の購入したるもの事業執行を取止めたる爲め六萬餘円の支出分文けは歳入欠陥となる。

## ○入植資材斡旋事業

資材斡旋立替金五十万円を予算計上斡旋物資リヤーカー、自動車並チユープ代等三十三万二千餘円を立替支出しあるも受配者である開拓組合又は個人より年度内に回収が出来なかつた爲め支出金額支けは当該年度に於ける歳入缺陷と謂えよう。

## ○港湾維持修繕事業

国庫補助、縣債、寄附金及關係使用料を概ね財源とし執行されているがその中上屋使用料十万一千餘円減収となり土地使用料二万六千円の増収と支出残五千餘円があるからこの差額七万円が歳入缺陷となつている。他の財源は予定通り収入されている。

## ○府縣道改良事業

本事業は国庫補助、縣債、寄附金、省管自動車道路鉄道分租金を財源として執行しているが寄附金に於いて十四万餘円縣債に於いて四万七千円を夫々減収しているから十八万七千円が歳入缺陷となつている。尙事由は寄附未収で氣高郡大郷村の未納であり又縣債は預金部より借入の際端数打切りによる減収である。

## ○道路特別整備委託事業

本事業はPD工事にして全額国庫支出(終戦処理費)による委託事業であるが収入科目雜入に於ける四百四十九万四千円の減は国の財政事情と精算が年度を越した爲め収入減となつたのであるが二十四年度受入れ予定である。

## ○昭和二十一年災害土木復旧事業

本事業は国庫補助、縣債及二十二年度に於ける起債借入額中事業未執行による繰越金を以つて財源とし執行されているが国庫補助が国の査定の結果十五万二千円減額されたが歳出執行減が六万四千円あるから差引八万七千円

の歳入缺陷となつている。

## ○工業試験研究事業

染織試験事業及窯業試験事業共に生産收入と純縣費とを以つて執行されているが生産物売払代が一百七十五万六千餘円の減収を生じている。尤も歳出面の抑制で五十三万六千円を生じているからこの差額一百二十一万九千餘円が歳入缺陷となつている。理由は施設未完成による生産減少が原因している。

## ○臨時厚生事業

職員費及事務費を全額国庫補助を受くる予定で執行計画したるも本事業職員は元軍人援護事業職員であつたので財政当局へ縣費負担方を要求したるも依然として国庫負担職員として予算化されていた爲め支出執行額十萬七千九百六十円の歳入缺陷となつている。

## ○児童相談所事業

児童相談所費国庫八割補助として三十三万六千四百十六円を予算計上したるも交付額は二十五万一千八百九十六円で差引八万四千五百二十円不足し居るも歳出面で一万三千四百四十八円抑制調整しているからこれを差引七万一千七十二円の歳入缺陷となつている。

## ○教職員共済組合事業

半額国庫補助により執行されているが国庫補助が一百二十五万七千餘円減収となつていて歳入缺陷を生じている。理由は補助対照外である高等学校職員及中学校事務職員を含め予算化したる結果による。

○事業別決算の面から検討した結果歳入缺陷となつているものは以上の通りで件数は十七件金額にして一千二百二十三万餘円の多額に上つている。尙この他にも二、三万円程度以下の缺陷を生じているものが相当件数見受けら

れたが少額に止つていたので省略することにする。

前記の原因となつてゐるものは収入措置に熱意を缺いてゐるもの、又は怠慢と認められるもの、事業執行が挫折した爲めに生じたもの、或いは予算的措置を誤つたもの等々多種多様である。しかし当該年度では一応歳入欲陥となつてゐるが二十四年度に持越し収入してゐるものが相当額あるのは幸である。何れにしても財政的に窮乏してゐる本縣の場合收支の均衡には常に意を用い、將來この様な不手際を繰返さない様未然に防止すべきである。

六、歳入関係審査の結果から見た指摘事項及注意事項並今後に於ける改善事項

(一) 収入予算經理の確實並迅速を図らねたい

収入面では支出の夫れに比し概ね関心が薄く又熱意にも缺けてゐるように見受けられた。これは収入金は一切會計課に一任と謂つた様な觀念があると思はれるのでこの認識を改め各課に於いても関心を持ち収入措置に努力を払うべきである。この観点からして從來規定してゐなかつた収入經理簿を設け以つて各課室所管の収入予算に対する收納状況を一目瞭然とし常に把握すると共に明確迅速確實を期せしむることが是非必要と思ふ。

(二) 国庫補助金・助成金等の受入対策に万全を期されたい

決算審査の状況から見てこれ等国庫補助金等は予算通り受入なきものが相当件数あり、又受入時期においても遅延してゐる様である。本省より指示の申請期日に違背しない様にするとか、機を逸せざる懇請、督促等により常に本省と連絡を密にして早期にしかも減額されない様交付を受くることに留意されたい。

尤も中央政府の政策変更或いは財政事情已むを得ない面もある様であるが受入れの遅速、増減は縣財政と事業の成果に影響する処が尠くないと認められるからである。

(三) 縣稅徵收の機構を整備強化し徵稅の万全を期されたい

地方配付稅を除く昭和二十三年純縣稅は

豫 算 額	二億八千四百六十九百一円
調 定 済 額	二億三千五百九十万一千五百二十九円三十九錢
收 入 済 額	二億二千九百八十八万四千四百四十一円三十三錢
收 入 未 済 額	六百五十八万三千七百十三円一錢
不 納 缺 損 額	十三万三千三百七十五円五錢

と謂う狀況であるが豫算額に対し收入比率は一一四%の高率を示し又調定額に対する收入比率は九七、一%にして昭和二十二年比率九五、八%に比べると上廻つて居り、昭和二十一年度九八、〇%に比較すると僅かに低下してゐるが徵稅成績は先づ良好と謂うべく全国第六位を捷ち得てゐることは稅務関係職員の勞苦の結晶と謂うことができよう。

しかしながら現下の逼迫せる經濟事情と複雑な社會情勢下に於いて殊にシャープ勸告に基くところの地方稅制大改革が近く断行されんとしてゐる際將來より一層徵稅の困難が豫想される。依つて稅務関係職員の陣容強化と機構の整備拡充が必要と認められる。例へば二十三年度未收額六百五十八万三千餘円中、米子市二百六十八万餘円、鳥取市一百八十三万四千餘円、合計四百四十四万二千餘円で未納額の六七%強を市部が占めてゐる実情からして鳥取、米子兩市には是非共稅務獨立機關を設置し縣稅徵收の確立を図ることが緊要と認められる。

四 収入金の收納は迅速嚴格を期せられたい

収入金中その大部分のものは納額告知書に依り收入するのが原則となつてゐるが、しかし生産物売払代、使用料及手数料・寄附金その他諸収入金中には納付者が縣金庫へ払込まず縣出納員或は一係職員に手渡す場合があり偶

00002

々現金受領を機にこれを一部支出豫算令達遅延の様な場合令達のある迄一時流用し、或は他に轉用すると謂つた事例もあり問題を醸し易いので納入をして直接金庫へ納入せしめる様にし又縣出納員が法規に依り現金出納を認められてゐるもの以外にして己むを得ず受領した場合は直ちに金庫へ納入する等その取扱を嚴重にする様留意せられたい。

田 生産物収入の適正を期せられたい

各事業所の生産収入は縣財政窮乏から己むなく相当額の収入豫算を見積られてゐる關係上当事者は相当苦勞し又努力してゐる様であるが、他面販売に際しても方法、價格の点等について遺憾の点がないでもない。殊に豫算に拘泥され勝ちの爲め増減収の何れの場合を問はず無理が伴う様である。何れにしても当該事業の試験、研究目的を完遂すると共に、増収と有利処分について一層工夫されるべきである。

内 その他収入關係事業について

(イ) 歳入豫算中見積が過大に過ぎたり、或いは過少に陥つたりしてゐるものが相当あるのでその適正を期すべきである。

(ロ) 運用金利子を不動産収入として豫算編成されてゐるが動産収入が正当である。

(ハ) 収入調定簿の科目更生記帳は嚴重にされたい。

一般會計歳出

当初豫算額	七億六千四百二十六万二千六百二十八円
追加更生豫算額	十六億四千三百七十六万二千二百三十六円
豫算額現計	二十三億四千九百九十四万四千八百六十四円

00003

決算額	十四億六千二百二十九万二千五百九十九円四十銭
差引残額	八億八千七百六十一万二千三百四十四円六十銭

翌年度事業繰越額 七億七千万一千八百一十一円

差引不要額 一億八千六百九十一万一千二百六十三円六十銭

歳出決算上一応右の老なる不要額を出してゐるのであるがこれは實質上の残額ではなく

(A) 国庫財政上の都合により国庫助成が打切り減額或いは繰延べとなり収入が伴わなかつた爲めに支出も不執行となつたもの、

(B) 義務教育費下渡金等の如く精算実績補助による歳出予算見積過大により不執行のもの、

(C) 中海干拓事業等の如く寄附金を財源に含めたもので事業繰越の爲め支出予算も実行減としたもの、

(D) 起債で不許可になつたもの及借入の際端数を打切られたもの、

(E) 各種立替金で支出予算の見積過大によるもの、或いは全然必要を生じなかつたもの、

(F) 職員給与改善費或いは物價騰貴対処費で国の補助額が不明の爲め歳出予算見積過大であつたもの、

等予算は計上したものゝ収入が伴わなかつた爲めの実行減が相当額あるので實際の歳出残は前記剰余金を生じた主なる原因の(B)項及(C)項が主なる自然剰余額と謂うべきである。

一、即ち不要額を出してゐるものゝ主なる費目(款)につき検討したる結果は次の通りである。

○(第二款)縣職員費	三百九十二万円	総不要額に對する百分比	二、二%	当該科目予算額に對する比率	一一、四%
		(一万円未満省略)			

00004

縣職員費、退官退職手当及職員共済組合交付金が予定より支出を要しなかつた爲め、全く予算見積過大によるものである。

○(第四款)土木費

一千二百一十万元

六、六%

一、二%

国直轄河川改修負担金財源充当起債中一部許可にならなかつたもの、道路橋梁費充当起債を借入の際端数打ちりとなつた爲め歳出執行減にしたので主なものである。

○(第五款)教育費

二百六十一万元

一、四%

一、一%

小学校費、中学校費中職員給与ベース改訂に伴う予算見積過大と教育職員恩給金の新裁定分の予算見積過大によるものが主なるものである。

○(第六款)社会及勞働施設費

二千二百九十四万円

一、二、五%

二、四、二%

精算実績国庫補助による生活保護費、住宅建築割当資材費(縣費立替金)、生業資金貸付金(国庫補助)、引揚者家財衣料費(国庫補助及縣費立替金)、失業応急事業費(縣費貸金)の予算見積過大が主なるものであるが、その他にも相当件数の国庫補助収入減に伴う歳出抑制額がある。

○(第七款)保健衛生費

一千四十一万円

五、六%

二、二、五%

精算実績国庫補助による保健所費の予算見積過大によるもの、傳染病予防費で予防接種中止による(縣費藥品立替金)不執行のもの、結核予防費国庫補助額減により歳出不執行のものが主なるものである。その他にも相当件数国庫補助減に伴う歳出抑制額がある。

○(第八款)産業経済費

一千二百四十三万円

六、八%

六、一%

保安林改良事業費(国庫補助)水産物需給対策費(国庫補助)協同組合農業普及事業費(国庫補助)等補助線延滅額打切による歳出執行減及水産試験場復旧費の起債不許可による執行減、種畜場費、酪農奨励費の生産收入減に伴う歳出抑制額等が主なるものであるが、その他にも国庫補助減により抑制のもの、或いは自然残余を生じているものが相当件数ある。

○(第九款)農地費

三千五百五十三万円

一、九、三%

一、六、五%

中海干拓事業費(国庫補助)米川用水改良事業費(国庫補助、縣債)昭和二十三年度土地改良事業費(国庫補助)土地取得代行費(国庫補助)等は事業繰延又は査定上の減收、緊急開拓事業幹線道路費(国庫補助)開拓道路事業費(国庫補助)建設事業費(国庫補助)は事業が一部国営移管となつた爲補助打ち切りにより減收、大山綜合開発費(国庫補助)は国庫直接払による減額の爲め育苗施設事業(生産收入)は芋苗價格暴落による減收の爲め夫々歳出執行減をしている。以上が主なるものであるが尙その他に国庫補助金の裏付けなき爲執行減のものが相当件数ある。

○(第十五款)公債費

七百七十八万円

四、三%

一〇、九%

元利償還金(縣費)の予算見積過大によるもの、及過年度債借換償還金(縣債)を執行しなかつた爲めである。

○(第十六款)諸支出金

七千六百四十六万円

四、一、三%

二〇、九%

過年度支出金(縣費、国庫補助)職員給与改善費(縣費、国庫補助)物價騰貴対処費(縣費、国庫補助)は職員給与ベース改訂及国庫補助交付見込額不明等に原因して予算見積過大の爲めである。

又公金取扱費中縣稅徵收交付金(縣費)の見積過大によるものもある。

(註)右説明事項中( )は主なる財源を示す。

00005



多額の不要額を出しているものは概ね以上の通りであるがその外にも収入財源の裏付けなき爲生じたもの、或いは経費の節減により生じたものが相当件数あり、約二百万円程度ある。

二、歳出關係審査の結果から見た指摘事項及注意事項並今後に於ける改善事項

（一）予算更正措置について

予算執行中年度中途に於いて国庫補助の減收、起債の不許可或いはその他諸収入金特定財源の減收による場合、他面專業が諸種事情の爲め中止の已むなきに至り予算執行不能となりたるが如き場合は直ちに事情を開陳予算更正すべきにも不拘これをその儘放任し徒らに不要額として決算されているのは當を得たものとは謂えない。これでは議決されたる予算を輕視されたることになるので將來は前記事由が生じた場合は直ちに豫算更生の措置をとり一目瞭然とした決算とすべきである。

（二）豫算編成基礎の適正について

支出各費目不要額中には相当件数の豫算見積過大によるものがあるが、これは従前よりの惰弊とされている各課豫算分捕主義より生ずる見積過大と見られるものもある。二十三年度は再參の職員給与ベース改訂による見積過大に伴う相当額の不要額を出して居り、この分については見透し困難な事情もあり已むを得なかつたと思うが、總体的に見て適正基礎資料を得られない儘に編成されている嫌が窺はれるにつき豫算編成の適正化に嚴重留意せられたい。

（三）豫算流用の処理について

各費目間の流用は概ね左記の通りで相当額を彼是流用しているが、項内流用は法的には執行機關の権限内にあるとは謂ふ乍ら、眞に已むを得ない場合、しかも最少限度に止めらるべきであつて苟くも項内流用と雖も議決豫算

を變貌するが如き大巾の流用であつてはならないことは申すまでもない処である。殊に人件費、物件費間の流用は禁止されて居るにも不拘相当額が流用されているのは遺憾である。

こゝに一例を掲げると概ね次の通りである。

△第四款第三項道路橋梁費中原材料費に不足を生じ賃金及請負費その他より二十六万円流用している。

△第四款第二十六項二十三年災害土木復旧応急事業費中賃金より八十三万七千余円を請負費に流用している。

△第四款第十五項砂防事業費中賃金及原材料費に不足を生じ旅費より六万余円を流用している。

△第四款第十二項網代港修築事業費中施設費及原材料費より二十四万円備品費へ流用している。

△第四款第二十八項道路特別整備委託費中役務費より旅費へ四万五千余円流用している。

△第八款第四十一項蘭検定所費中原材料費より旅費へ二万二千余円流用している。

△第八款第五十項家畜傳染病豫防費中消耗品及役務費中より備品費へ十六万八千余円流用している。

△第三款第一項警察費中施設費より請負費に十萬八千円を流用している。

等々ありその他にも相当件数流用しているが、これ等は豫算、更正措置により議会の議決を受け適正豫算とし執行すべきものと認む。尤も土木關係経費は国庫補助、起債等の受入が年度末或いは経過後の爲め議会議提出に間に合わなかつた点もあり事情已むを得ないものもある様である。

四、教育委員會關係收支執行権限について

教育委員會關係收支豫算執行は事務局の庶務細則により所管課長の専決権限となつて居るがこれは甚だ妥當を缺す。

苟くもこれが権限は全面的に委員會にあるので若し事務の簡素化、能率化の面から繁鎖に堪えないとすれば一部

00008

権限を教育長に委任し専決せしむべきである。この観点からして規則改正の要を認む。又支出証憑書の宛名は総て教育委員会とすべきである。

尙これに關連して感じられたところであるが、当委員会は新教育法実施によつて与えられたる本然の機能を充分に發揮なし居らざる節が随所に窺はれ亦縣側に於いても本制度相応の取扱いを爲し居らざる点を認めざるを得ない、共に留意すべきことである。

田 各種補助負担金及交付金の支払諸団体に対する指導監督及経理監査について

別表の如く年度内に於ける支払額は相当多額に達しているのであるが、これが交付後に於ける事務事業の指導監督或いは経理監査は兎角放漫にされ勝ちの様であるので、その指導監督は嚴重にし又其の目的通りに使用されているか否かについて経理監査を励行されたい。

丙 人件費 事務費の圧縮により事業の推進について

決算上総体的に見て事業費に比し人件費或いは事務費に比較的多額の経費が注込まれている嫌がある。尤も所管課の事務分掌から謂つて一見事務的経費が即事業経費と謂つた内容のものもあるがそれにしても人件費、事務費が相当嵩んでいるのでこれを努めて節減圧縮して縣民福祉の爲めの事業面に振り向けることに考究願いたい。

尙旅費の節約についても出張行程日数等工夫し一層節減に努められたい。

乙 食糧費の節減について

当年度より豫算科目の改正により食糧費は一目瞭然となり又支出豫算も限定されたので、豫算流用支出とか或いは他費目内でこれが支出は見られない様になつたことは甚だ明朗と謂うべきである。しかし決算面から見ても未だ節減の余地の見受けられるものがあるので、一層節減することが望ましい。即ち懇談会、打合せ、協議会等の出

00009

席は最少限度の人員に止めしめ或いは経費單價切下げ等考慮が必要である。

丙 支出科目更正処理について

支出科目更正処理は科目の適正を誤りこれを発見した場合に更正すべき処理手続なるにも不拘豫算執行手段の方法として採られているものが相当ある。従つて支出経理は幅輻し手数も甚敷く繁鎖となり事業能率を妨げている面が甚だ多い。これは科目更正処理の精神を歪曲したものであつて、正当処理とは認められないし能率的に見ても面白くないので是正すべきである。

乙 立替支払の抑制について

年度間全般を通じ立替支払が甚だ多い。元來立替払を認められる場合は出張中突発的又は絶対已むを得ないものゝ支出を要する場合のみに限られているのであるが、鳥取市内に於いてしかも豫見し得るものゝ代金又は経費の支出を立替支払し払戻しを受けているがこれは支払命令権に先行することとなり当面の越権行爲と謂わなければならぬ。眞に已むを得ない場合を除く外は予め夫々の順序を経て執行する様嚴重留意されたい。

甲 旅費の適正支出について

旅費は所屬身分により支出するを原則とし場合によつては用務に属して当該経費を支出すべきであるにも不拘所屬身分及用務も異つてゐる経費を以つて旅費の支出をしているのは妥当とは認められない。將來これが限界を違り適正支出すべきである。一例を示せば

○人事課職員が開拓指導施設旅費にて出張支出してゐる

○同じく人事課職員が民有林計画施設旅費にて出張支出してゐる

○地方課職員が農地制度改革旅費にて出張支出してゐる

00010

- 営繕課職員が公金取扱費旅費にて出張支出している
- 厚生課職員が災害土木復旧事業費旅費にて出張支出している
- 教育委員会職員が教育振興費・補助負担金及交付金研究費補助で旅費の支出をしている
- (二) 教職員の出張旅費増額について
- 教職員の旅費は概して少額にして正当旅費の支給を受けている場合は稀の様である。尤も教職員の旅費支給額は用務により勘案されるべきものもあるが概して極端に少額の様である。高等学校職員の例について見るに正当旅費の半額以下の打切りとなつていゝものが多く、甚だ敷きは実費にも満たざるものも見受けられる、將來豫算増額について考慮するべきであらう。
- (三) 不動産取得と所有権登記処理について
- 事業執行に伴い不動産を取得する場合が往々生じるがこれが所有権移轉登記が洩れる場合があるので、事業課と財産管理主管課である庶務課と緊密なる連絡を図り遺漏のない様留意すべきである。
- 尙中浜築織試験場建物買得に伴う移轉登記未済なることが判明したので急速に登記手続を了された。
- (三) 図書館の活動促進について
- 図書館経費の状況は他の事業経費に比し僅少であるが尙図書館経費中においても図書購入費が少額の様である。今その内容について見るに人件費七十一万一千余円、書籍購入費三十一万六千余円にしてその配分比は稍々不均衡の嫌あり図書館事業目的の完遂を図る上に於いて図書購入費の増額を考慮し以て縣民の社会教育文化活動の活性化に一層寄与せしむるべきであらう。
- (四) 土木工事の完璧と冗費節減について

00011

土木工事の施行殊に港湾、河川の浚渫工事費支出状況から見て工事の完全施行と能率化の観点から最優秀機械によりこれ等工事の完璧を図り又これに生ずる冗費の節減にも留意すべきものと思ふ。尙將來は各種土木工事施行は機械の応用に拠り効率を挙げしめるべきである。

(五) 支出金中その内容手続支出科目等につき指摘すべきものは次の如し

- (A) 前民生部長の退職手当七万五千円を援護事業費中の謝金及賞与金にて支出しあるが縣職員費中退官退職給与金にて支出するのが妥当なり。
- (B) 市町村傳染病豫防費補助金六十七万八千余円は市町村の申請は二十三年度当初にも不拘年度出納閉鎖直前に交付支出してゐるは時期的に甚だ遅延してゐる。
- (C) 米子保健所支出金中二、三月に五千一百円の御茶購入は量の面から謂つても多きに過ぎる。
- (D) 種畜場トラック購入前渡金受領者は臨時出納員杉田主事にも不拘精算は染野場長となつてゐるのは妥当でない。
- (E) 耕地課職員六名が年度末(三月二十五日より月末まで)に一時に上京してゐるのは経費節減の面から見ても面白くない。
- (F) 農村工業奨励事業費補助金交付に際し賀露農産化工工場長に受領せしめ居るも申請人である鳥取縣販売農業協同組合連合会会長の領收とせしむべきである。
- (G) 農地制度改革費施設費で農地課長公舎建物を三十五万円で購入してゐるがこれは財産中の施設費を以つて購入支出すべきである。
- (H) 縣立学校中日宿直手当に対して所得税を徴収してゐない向があるが所得税法により徴収すべきが正当である。

(I) 渉外諸費、交際費中で配付税増額陳情の爲めの諸経費として九万八千余円支出しているのは妥当でなく公金取扱費中で支出すべきである。

(J) 公債費中で税務関係諸用紙代、出勤簿用紙、新聞代等を支出しているのは妥当でなく公金取扱費中で支出すべきである。

(K) 支出決裁は多く庶務主任が代決し課長の決裁を経ていない。

(L) 各解の支出証憑書は杜撰のものが多く、即ち領收印、請求領收月日洩れのもの、支払算出基礎不明のもの、支出科目の相違のもの等が相当多い。これは出納員の更迭等により新任のものが多く爲めに事務不熟練の結果と思料されるので事務指導を要すると共に証憑書は会計課に於いて月々嚴重審査する様にされたい。

(M) 年度末に至り物件費で相当額を特定商人より購入し支出しているものも見受けられるので経費の節減に努めると共に競争見積により購入する様留意すべきである。

(N) 本庁支出証憑書中にも解と同様証憑書として不備のものが見受けられるので審査を嚴重にされたい。

特別会計

特別会計には社会事業特殊資金等十四会計の歳入歳出決算があるがその收支及翌年度繰越額の状況は次の通りである。

会計名	歳入	歳出	差引額 (翌年度繰越額)	備考
社会事業特殊資金	一一、二八一、一六	〇	一一、二八一、一六	
災害救助基金	一、三二四、三七一、七一	一、一五六、六九八、二七	一五七、六七三、四四	
男女青少年団体 事業奨励資金	二、七二二、九七	二、一九三、〇〇	五二九、九七	

教育資金	就学奨励資金	学校生徒奨励資金	私立実業学校実習費	印刷事業費	自作農創設維持奨励資金	畜牛増殖奨励事業費	無畜農家解消事業費	物産幹旋事業費	競馬事業費	縣立病院事業費	合計
二二、〇四七、一八	八九、六六九、五八	四二七、六七	六三二、一七四、一一	三、七四六、七三五、五一	四五、五一六、一八	一、一九一、五九八、四九	六、〇二一、一四八、四一	一一五、七四八、二二	三、二八五、九七八、〇〇	一、四六三、九三〇、四七	一八、〇五四、三八五、六六
七、〇〇〇、〇〇	七八、一七〇、〇〇	〇	五三二、四二二、六六	二、七五五、三三六、〇三	一八、〇五二、三一	一、一七二、五二一、〇三	五、九九八、三一六、〇一	二二四、〇二二、一八	三、二七〇、八三七、二五	一、四二一、四二九、五八	六三六、九九九、三二
一六、〇四七、一八	一一、四九九、五八	四二七、六七	九九、七五一、四五	九九一、三九九、四八	二七、四六三、八七	一九、〇七七、四六	二二、八三二、四〇	一、七六一、〇四	一五、一四〇、七五	四二、五〇〇、八九	三三六、三三四

右各特別会計審査の結果何れも收支の均衡は良好であるが内容を検討した結果は次の通りである。

(一) 男女青少年団体事業奨励資金、教育資金、就学奨励資金、学校生徒奨励資金の四会計は豫算、決算両面から見て極少額にして何等事業は執行して居らず有名無実を終つていたので時代に即応した財的基礎に再編するか或いは併合してこれ等の事業趣意を盛つた会計とし総合的有意義なる事業を執行すべきである。

- (二) 社会事業特殊資金は二十三年度大礼恩賜賑恤資金及慈惠救済金の兩會計を併合されたものであるが事業として執行するものなく趣旨の継続と謂つた程度で残置されて居り本年度も執行されていない。
- (三) 物産幹旋事業は既に定期監査に依り報告した如く事業挫折の状況で不振の儘決算されている。
- (四) 又自作農會計は預金部よりの借入金中一部償還未済のものがあり随つて會計としては継続の已むなき状況にあるがこれ又事業としては農地制度改革の現状からして中止のものである。
- (五) 縣立実業学校実習費中収入面生産物売払代が十万余円豫算に比し減收となつて居るがこれは豫算見積過大と見られるも、支出で二十万余円を抑制調整しているのでこの差額は常に不足を訴えている農夫給にでも活用して増産を図つたら如何であろうか。
- (六) 印刷事業費中は事業収入で六十万八千余円増収しているにも不拘工員の缺員不補充から生じたもの等不要額三十七万円を生み合計九十九万一千余円の剰余繰越金を出しているがこれを以つて機械の増置及建物補修費に充てる豫定の様である。
- (七) 畜牛増殖事業費中収入面牛貸付手数料で十九万六千余円豫算に比し減少となつて居るが、これは見積過大によるものであり又他面廢用牛売払代で廢用牛が豫定より多かつた爲め九万二千円の増収を得ているのでこの差額の十万余千余円減に対し歳出十二万四千余円を抑制調整している。
- (八) 無畜農家解消事業費収入面畜牛売払代五十三万三千余円減収しているが、これは牛の生産見込が過大に失した爲めで歳出の補助負担金及交付金三十六万二千余円その他で抑制調整しているが本事業は事業不振と見られないであらう。
- (九) 縣立病院事業費中収入面病院使用料で一百五十三万円の減收となつて居るがこれは一応見積過大と見做るゝも

一面施設の不完備、医長の缺員等に基く事業不振によるものと謂えよう。これに対し歳出面でカバーしている。尙病院使用料で五万二千余円の未收金を出しているが国民健康保険組合負担分の一部が出納閉鎖期迄に納付されなかつた爲めである。

### 結 言

昭和二十三年度一般並特別兩會計の決算の状況は大体以上の通りであるが当年度は国内經濟情勢の混沌としたる年度であつて即ちインフレーションは末期の昂進を續けて物價は日増に高騰し又職員給与ベースの再參に亘る改訂がある一方年度中途における經濟九原則の發表によつて健全財政の要に迫られる等又行政面に於ける警察制度及教育制度の改正等が相次いで行われたのでこれに伴う財政上の變動も大であつて、これ等幾多の事情が相錯綜し従つて歳入出面の見透しも全く困難なる事情下に於かれた結果その財政のあり方も石橋を叩いて渡つた感を深く觀察された次第である。

結局相当大なる剰余金が生れたのであるがこの剰余金が豫想以上に多額生じたことは豫算經理の面から見てあながち良好とも謂われないけれ共前記種々事情から勘案すれば先づ成功と謂うことが出來よう。何れにしても財政当局の労苦を謝し又努力に対し敬意を表するものである。

各種事務事業執行した結果を個別に分析すれば事業の執行に努力の足らざるもの、收支の均衡を失しているもの、支出の適正を缺いているもの等理事者の反省を要するものが数多く認められたが縣政執行上の總体的豫算經理面については概ね正当と認めた次第である。

終りに際し既に指摘しておいた数多くの注意事項、改善事項については將來に於ける事業執行の上から謂つても或いは財政運営上將亦豫算經理面の上から見ても重要事項につき大いに研究工夫し或いは刷新してその完璧を期する